

令和6年度予算審査特別委員会会議録

1. 出席委員

1番	澤田 康雄	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	吉川 裕三
10番	岩本 誠生				

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主監 上村 有美

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 前田 幸二
健康福祉課長 澤田 直弘 病院事務長 佐古田 敦子
総務課財政班長 栃本 祥児 住民生活課長補佐 西村 香
健康福祉課長補佐 川村 英司 健康福祉課主監 稲本 奈那

開会 9:00

○委員長（澤田康雄君）開会前に、昨日、会計年度任用職員の人数について質疑がありました件で総務課長より報告があります。

総務課長、お願いします。

○総務課長（田岡 学君）皆さん、おはようございます。

昨日、上地委員からご質問がありました会計年度任用職員の職員数、予算組みをしております人数ですけれども、フルタイム職員18名、これは給料に分類されますけれども、報酬に区分されますパート職員59名で、合計77人の予算組みをしておるといってございます。

以上です。

○委員長（澤田康雄君）改めておはようございます。

ただいまの出席委員は9名で定足数に達しております。

これより令和6年度予算審査特別委員会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は特別会計と企業会計の審査を行います。

日程第1、議案第33号 令和6年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要するところがあれば説明をお願いします。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）へき地診療所の歳出につきまして、若干説明をさせていただきます。

6ページになりますけれども、修繕料というのが43万9,000円ということで計上させていただきます。これはへき地診療所に入って、待合室の上の照明器具が古くなっておりまして、更新するということで修繕料を計上しております。

以上です。

○委員長（澤田康雄君）説明がありましたが、質疑を始めます。

質疑のある方ございませんか。

失礼しました。これより質疑を行います。

歳入5ページについて質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）事業収入ですけれども、今、大体年間でもいいですけれども、利用されている方の人数が、教えていただきたいんですが。というのは、今回、比較して少ないですけれども、4万9,000円の減となっているわけですけれども、昨年の実績というのは徐々に下がってきているのかどうかについて説明を求めたいと思います。

○委員長（澤田康雄君）執行部。

暫時休憩します。

休憩 9：04

再開 9：07

○委員長（澤田康雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）すみません。

今、今年度につきましては、1日平均が4名から5名ぐらいということで推移をしておる状況です。昨年度につきましては、今より若干多かったふうには思いますけれども、汗見川地域で何か通院されていた方が亡くなっておりますので、今年についてはその辺で推移をしております。

○委員長（澤田康雄君）よろしいでしょうか。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）会計管理者として、令和4年度の決算ですが、令和2年度が82名、令和3年度が75名、令和4年度が80人、開所した日数については年間24日になっております。

以上です。

○委員長（澤田康雄君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

続きまして、歳出6ページ、7ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終わります。

これで議案第33号 令和6年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算の審査を終わります。

日程第2、議案第34号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計予算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要するところであれば説明をお願いします。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）それでは国保会計の内容についてご説明します。

まず、被保険者数ですが、令和6年1月末現在ですが、世帯数が503、一般被保険者数が692名の方がおいでます。これをベースに予算組みを行っております。

まず歳入ですが、国民健康保険税につきましては、税率の変更案については、令和7年度賦課分からの変更を予定しておりますので、令和6年度につきましては税率の変更等は行っておりません。

調定額が減になった分につきましては、令和5年度予算見込みからがちょっと過大に見積もったというか、被保険者数の減とか所得の減がありましたので、令和6年度において590万円ぐらいの保険税の減額がされていますが、これについては特に税率とかの変更で生じたものではありません。

続きまして、出になります。一般の療養費につきましては昨年度初めて3億円を越すような療養費を組みましたが、今年も1,000万円ぐらいは減額していますが、1年間通しての療養費は3億1,000万円ぐらいを見込んでおります。

それから15ページになりますけれども、保険事業費というところがあります。ここで180万円ぐらいを増額しておりますが、これはその上にある特定健康保険審査、特定健診と言われるものがありますが、これの受診率については、本山町はなかなか受診率がいいんです。45%ぐらいとかいう受診率がいいんですが、そこで問題があった方、特定保健指導を

受ける方の受診率がちょっと低いというところで、やはりせっかく受診したのに、その結果を受けて病院に行ってくれないとかいう人もおいでますので、早期受診、早期発見の観点から会計年度任用職員を独自に国保の予算で雇用しまして、受診勧奨を行う。保健指導の結果が出ちゅうけれども、病院へ行きましたかとかいう、そういうふうな声かけを行うとかいう受診勧奨を行って、早期に治療等を行ってもらい、医療費を抑制するというか、少なくするというような対策です。

それから、糖尿病の重症化予防対策を単独でやっていますが、これも同じように健診の中で予備軍と言われる方に早めの治療を行ってもらって重症化を防ぐ。重症化しますと透析とかというところになると、すごく医療費もかかるし、本人の負担も大きくなるということで、やっぱり早めに行ってもらおうというような受診勧奨を行うこととしております。

その他の出に関しては例年どおりの構成になっております。

以上です。

○委員長（澤田康雄君）ただいま説明がありましたが、これより質疑を行います。

歳入6ページから11ページについて質疑はありませんか。

ないようですので、歳出12ページから18ページについて質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

ないようですので、一時借入金について質疑はありませんか。

第2条、一時借入金について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、第3条、歳出予算の流用について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。

総括質疑はありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）私から少し質問したいというか、この国民健康保険の予算の組み方、組む方針に当たってを少しお伺いしたいということがあるんですというのは、町長の市政方針の中に、国民健康保険の運営方針ということで出ておる関係と、先ほど課長が説明いたしました問題、特に介護予防に力を入れて医療費の抑制と、これは財政面から当然ですし、住民の健康を守るという点でも本当にいい提案をされたと思うんですが、ただ施政方針のほうでの大変気になるところがございます。

町長の施政方針の中で、国民健康保険制度は社会保険の仕組みでありというふうにつながっております。それでその年にかかる医療費の水準、当然ですけれども負担額、そして財源が税とそれから補助金と病院にかかった一部負担金ということで、当然のように思えるけれども、国保と社会保険との仕組みは似ているようで違うところがあると私は思っています。それをこういう施政方針のような述べ方をすると、誤解を与えるのではないかというふうに感じましたので、この際、この特別会計のところ発言をさせていただきますけれども、

本当にご承知のように、さっき503世帯で692人の保険者、これはほとんどが自営業者、あるいは高齢者というところで大変高くなるのは当然、しかも高齢になると医療費がどうしても高くなるという中で、じゃ、その保険者は町ですので、これが立ち行かなかったときには、ある意味、私は一般財源をつぎ込むということも視野に入れるべきだというふうに考えておまして、それは町の保険者として町のお金をどう使うかというのは、地方自治のところで許される、法的に可能な範囲だと思っていますので、そういったことから、また本山町の年齢構成、高齢化を考えると、社会保険の仕組みであると、こう言い切るのは、言い切っていますよね、社会保険の仕組みであると。ちょっとそこにそごを生じるのではないかと思ひまして、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

委員長、以上です。

○委員長（澤田康雄君）執行部、澤田町長。

○町長（澤田和廣君）原則として、この国保制度は社会保険制度の仕組みに基づいた面がございますけれども、やはり住民の皆様の健康増進というところでは503世帯の692人と。町民全員が加入している社会保障という制度の皆保険制度ということで、社会保障の一つであるというところはございますけれども、一方で保険税、それから医療費一部負担、それから国・県、町の負担、そういったもので賄っておまして、そういう意味での社会保険という制度的な意味合いでは、そういうものがあると。あとはその年齢構成とか、自営業者から高齢者、74歳までだよ。高齢者が75歳からになりますから、74歳までになりますけれども、そういった皆様のことを考えると、一定そういった社会保障としての面の強いところも国保制度はあろうかというふうには考えます。

それを、だから国保会計が、医療費が非常に伸びて、一般財源でどこまで支えられるのかということについては、これはまた別問題だろうというふうに思いますので、それはそれで考えていかなくはならないことができてくるかと思ひますけれども、やはり制度としては、そういった保険料や国・県、地方自治体、それから、医療費一部負担してもらって運営されているということについては、ご理解はいただきたいと思ひます。

そういう中で来年度、令和6年度については、重症化予防とか受診勧奨とかいうことで、住民の皆さんの健康を保持することで、この国保会計の運営も安定してくるということがございますので、令和12年の保険料の水準統一ということを見越して、やはり健康づくりということが大事で、県下ではそういうことに力を入れてやっておる自治体もありまして、うちも当然それに力を入れていきたいというふうに思っておりますけれども、そういうことで、この国保制度の安定化を目指すということについては、国保料の水準統一に向けてもやっぱり取り組んでいかなくはならない面もあるんじゃないかというふうには私は考えております。

○委員長（澤田康雄君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございます。

それは確かに同意するんですけれども、私が申し上げたかった一番の思ひは、令和5年度

のいわゆる施政方針の中では、県下向けて、統一化に向けてどういうふうにしていくかということにとどまっていたのが、今回わざわざこういうことを書き添えたということに何か意図があるのではないかという心配をしたからです。

それを書き足さなくてもよいのではなかったのかなというふうに。わざわざ社会保険の仕組みというふうにしたことが誤解を与えると、そういう意味です。

○委員長（澤田康雄君）町長、答弁できれば。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）国保という面での考え方に今までと変更があるものでございませぬ。いわゆる皆保険制度の中で、等しく医療を受けられる社会保障制度の一つということは、私は考え方は一緒だというふうに思っています。

○委員長（澤田康雄君）再質問はありませんか。

ほかに総括質疑はありませんか。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）次年度の予算見せていただいて、大変、私は理にかなった予算だと思っております。というのは、本山町の保険の主な支出の部分は、高度の医療費が急激に伸びているということで、非常に去年ぐらいから支払い率が、保険の使用料が高くなっているというようなことも、前回の決算の中でお話がありました。そういった中で今ある基金とか、そういったものを翌々年度から考えて、令和10年度までに、統一されるまでに町民の方に還付するというか、基金を取り崩しながら調整していくというふうな考え方が今回の中に示されているということで、非常に感心しております。

ますます町民の保険料について、町民に対する保険料とかそういったものについて、町長、それから課長等、真摯に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（澤田康雄君）白石委員、答弁求めますか。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）ご指摘のとおり、基金の活用などもしまして、ただ水準統一に向けたときに基金を活用しながら、やはり基金というのは今の保険者、被保険者の方で保険料なんかで積立てできておるといふことでは、現在の被保険者に還元を当然していかなくてはならない。それは保険料の面でもありますし、やっぱり健康という医療、健康をもっとしていくということありますけれども、ただこのバランスを見ていかないと、令和12年統一するときに、ぽこんと跳ね上がる心配がございますので、そういったところはよくよく注意しながら、住民の皆様にも広報もしながら、この国保の運営については当たっていきたいということでございます。

以上であります。

○委員長（澤田康雄君）ほかに総括質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終わります。

これで議案第34号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計の予算の審査を終わ

ります。

日程第3、議案第35号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計予算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要するところがあれば説明願います。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）すみません。令和6年度から第9期の介護保険計画のほうに移る関係がございまして、介護保険料が改定になっております。

今回条例の提案もさせていただいておりますが、前期、今の現在が6,500円という保険料をしておりましたが、令和6年度の改定に伴いまして、5,600円ということで基本額を設定をしております。

なお、軽減措置の段階につきましては、前回全員協議会でもちょっとお示しをしましたように、9段階から13段階ということで、所得の再配分を図るところで、段階が13段階に示されております。

そういう改定に伴いまして、歳入のほうを計上しておるとともに、歳出につきましては、今年度の福祉計画以降につきましては、2035年問題、75歳以上が多くなるという人口推計より若干本山町は先に進んでおるという状態になります。そうすることによって、今後見込まれるのは、介護者よりも要支援者、新規の方が、予防のほうが増えるのではないかとということで、若干歳出のほうは、そっちのほうが増えておるという状態です。

以上です。

○委員長（澤田康雄君）説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

失礼しました。歳入7ページから12ページについて質疑はありませんか。歳入の質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

歳出13ページから22ページについて質疑はありませんか。

質疑ないようですので、第2条、一時借入金について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第3条、歳出予算の流用について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。

総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので総括質疑を終わります。

これで、議案第35号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計予算の審査を終わります。

日程第4、議案第36号 令和6年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計の予算審議を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要するところがあれば、説明をお願いします。

住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）令和6年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてご説明をいたします。

まず、国保と同等に被保険者ですが、令和5年度1月末現在の数字ですが、後期の被保険者の方は943名です。令和4年度が、同時期が952名だったので、若干の減、10名ばかりほどの減となっております。介護保険のところでは澤田課長からも話があったのですが、本山町は団塊の世代の影響というのは今がピークになっていますので、令和6年度ぐらいが後期の方の被保険者のピークになっていって、これからだんだん減少してくるんじゃないかということになっております。

大きなところでは広域連合での議会で承認されまして、平成24、25年度については保険料の改定が行われています。その保険料改定の広域連合の資料を基に、歳入の保険料については算定しております。現役世代の負担軽減のために限度額を上げるとか、1人当たりの保険料の平均については、現行よりは2,939円ぐらいが上がっていると新聞報道でもあったとおりになっております。

その他では大きな制度変更はないです。

国保のときにちょっと言い抜かっちゃったというか、全ての医療保険は一緒なんですけど、12月2日で保険証が一応廃止になるということで、マイナンバーに移行するということが行われていますが、保険証の有効期間は1年なので、特に1年間のうちの影響はないということとなっております。ただ、それに対応する事務費なんかは若干の増となっております。

以上です。

○委員長（澤田康雄君）ほかに説明はありませんか。

説明を終わります。

これより質疑を行います。

歳入5ページから7ページについて質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。8ページから10ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、第2条、歳出予算の流用について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、これで質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終わります。

これで議案第36号 令和6年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の審査を終わります。

日程第5、議案第37号 令和6年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で、特に説明を要するところがあれば説明をお願いします。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君） 居宅の特会につきましては、ご存じのように居宅介護支援事業所の必要な分になっております。ちなみに昨年度の実績でいきますと、月平均26件請求を行っておりまして、合計で317件ということでサービスの提供を行っております。

以上です。

○委員長（澤田康雄君） これより質疑を行います。

歳入5ページ、6ページについて質疑はありませんか。

ないようですので、歳入7ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） ないようですので、質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） ないようですので、総括質疑を終わります。

これで議案第37号 令和6年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算の審査を終わります。

日程第6、議案第38号 令和6年度本山町病院事業会計予算の審査を行います。

病院事務長に申し上げます。予算の中で特に説明を要するところがあれば説明をお願いします。

佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君） おはようございます。

令和6年度の病院事業会計について説明をさせていただきます。

今回、昨日の一般会計の繰出金のほうでも説明をしたところなんですが、今年の予算については、1ページを見ても分かるようにマイナス1億1,700万円の当年度純利益が赤字という予算を計上させていただきました。

その要因となりますのは、やはり人口減等による病院の患者さんの減少等が一番影響してくるところなんですけれども、やはり去年、令和5年以前にありましたコロナの交付金の歳入がなくなったというところが大きな原因になろうかと思えます。

令和5年に強化プランも作成し、12月議会で提案もさせていただいたところなんですけれども、やはり補正予算のほうでも減額の補正をしておりますけれども、当初予算、年を始めることに当たりましては、強化プランに寄り添った計画ということで、令和5年の入院、外来患者さんの見込みの人数は少しとはいいいながら増ということで見込んでおります。

そしてこの1ページ目の病院事業収益なんですけれども、こちらのほうはいろいろそういうことも兼ねまして、昨年よりは、令和5年よりは3,800万円の少ない予算を立てております。病院事業費用につきましては、人件費等の伸びがありますので、1,600万円増の17億5,300万円の予算を立てております。それを差引きしまして、1億1,700万円という赤字ではありますけれども、予算の計上をさせていただいております。

2ページ目にあります資本的収入および支出のところなんですけれども、令和5年ではCTを建設改良費として購入しているところなんですけれども、今回、令和6年度につきましては、病院のエレベーターの更新を考えています。

そういうことで、病院の事業、あまり大きく展開をすることは考えておりません。ただ、この医業収入によるお金がどう流れていくかというところに、病院の経営が左右されておりますので、やはり町と相談しながら、財政とも相談しながら今後についても考えていきたいと思っております。

それでは歳入から説明させていただきます。ページでいきますと、19ページをご覧ください。

こちらのほう一目瞭然なんですけれども、比較というところがございます。病院の収入であります。医業収入、入院収益でございますが、そちらのほうに関しましては、昨年度に比べ、人数的にも診療単価が今年変わってきますので、そちらのほうを勘案して少し入院患者さんの増を見込むようにして、約2,000万円多い予算を立てております。

外来患者さんにつきましては、入院患者は外来が減ったら入院も減るんじゃないかという考えもありますけれども、紹介等々もありますので、外来患者さんにつきましては約800万円の減収というところで見込んでおります。

その下にありますその他の医業収益に関しましては、コロナのワクチン、町から委託されて病院のほうで収益をいただいていたんですが、そちらのほうの影響で約1,300万円の減収ということになっております。

医業外収益につきましては、やはり大きいのが5他会計負担金です。こちらにつきましては、昨日、説明もさせていただいたんですけれども、やはりへき地医療に対する経費等が減額となっておりますので、約2,300万円の減額を見込んでおります。

続きまして20ページをご覧ください。

20ページなんですけど、通所リハビリテーション、こちらのほうの事業は前から展開している事業で、令和5年度より病院事業会計のほうに参入ということになっております。今のところ、令和5年度の月の平均の人数が342.7人、令和4年が333.6人、令和3年390人ということで、母体自体が変わっていないということで、増減はあまりないという状況であります。

月収に至りましても、令和5年が277万7,000円、月平均です。そして、令和4年が286万1,000円、令和3年がちょっと令和4年に比べて多くて、322万8,000円という実績が上がっております。

次、訪問看護です。訪問看護につきましては、今まで訪問もあつたんですが、今回診療報酬の関係で令和5年より別に訪問看護ステーションを立ち上げました。そちらの月平均の利用回数は88回、1日平均で4.4人、こちらのほうは最近になりまして増員ということになります。初めはちょっと少なかったんですけれども、最近は約8人というほうに増えてきておりますので、今後も努力によってこちらのほうを伸ばしていきたいと考えております。

す。こちらの収益は月平均65万7,000円となっております。

続きまして支出です。支出のほうはやはり年齢が上がるとともに人件費等も上がってきております。ドクター、医師なんですけれども、働き方改革の2024年から当直、日直に関しましても制限が発生してきております。それに関して医師を、ここには10名と書いておりますが、ちょっと後期研修の先生もおりますので、即働ける先生は10名確保いたしました。そちらのほうで当直、日直についてもクリア、可能です。

影響が出てきておりますのは、会計年度任用職員、フルタイムの方が13名、パート職員の方が16名おいでるんですけれども、勤勉手当が今回より、令和6年度より支給されるということで、こちらのほうが増ということになっておりまして、比較をしますと、昨年、令和5年より約4,640万円の増ということになっております。

次のページ22ページです。

こちらのほうで一番下にありますその他の医業外費用というところがあります。こちらは国保の奨学金をいただいた先生が当院で現在働いているんですけれども、来年度高知医大のほうに後期研修に出ますので、そちらの費用をいったん立て替えてこちらのほうでまた収入を国保連合会から頂くんですけれども、一度立て替えるというシステムになっておりますので、そちらを計上して1,597万円の増ということになります。

次のページ、23です。こちらの支出につきましては、リハビリテーションの費用になっております。収入が手前にあるんですけれども、342万円ということなんですけれども、もとい、収入がページ、20ページ、ごめんなさい。3,420万円というところなんですけれども、支出に関しましては5,770万ということで、差額が2,350万円、一応生じておるんですが、これは事業が終わる来年3月補正のほうで一般会計からの繰入れを考えております。

こちらにつきましても、会計年度フルタイムの方が8名、会計年度パートの方が2名おいでるんですが、こちらのほうも勤勉手当の増が見込まれております。

次のページをご覧ください。24ページです。

こちらは訪問看護です。こちらの費用につきましては、入が800万円、支出が2,200万円、こちらのほうが差額が1,400万円、こちらについても今後検討していきたいと考えております。

続きまして25ページです。

こちら資本的収入、機械を買ったりとか工事をしたりというところの入と出なんですけれども、こちらのほうにつきましては、今年度より新しい会計システムに移行した際に、こちらの企業債の償還金につきましては、今回こちらのほうで出資金と補助金ということで分けさせていただいております。それにつきましては、長期前受金に差入してやるにはここで14年、15年、14年以前、15年以降で分けてやるというルールがありましたので、そちらのほうを適用しております。

支出につきましては、エレベーターの更新ということで、約3,036万円ということで

計上しております。

簡単ですが、説明とさせていただきます。

○委員長（澤田康雄君）事務長より詳しい説明がありましたが、これより質疑を行います。

1 ページ、表紙になりますが、第 2 条、業務の予定量について質疑はありませんか。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第 3 条、収益的収入及び支出について質疑はありませんか。

9 番、吉川裕三さん。

○9 番（吉川裕三君）お伺いいたします。

通所リハビリテーション事業の収益が 3, 4 2 0 万円、支出のほうは 5, 7 7 0 万と、この予算ベースで見ますと、通称リハビリテーション事業の損益が 2, 3 5 0 万円の赤字と、訪問介護事業収益のほうは、収入のほうは 8 0 0 万円、支出のほうは 2, 2 0 0 万円と、収益のほうはマイナス 1, 4 0 0 万円と、この二つの事業につきましては、特に通所リハビリテーションのほうは町の事業を病院側が引き継いだ事業であることを認識しております。

この部分の赤字が出た場合は、当初病院が引き継ぐ事業を承継するときに、町側が赤字の負担をするということでしたが、来年予算についても同様の認識でよろしいかどうかについてお尋ねいたします。

○委員長（澤田康雄君）佐古田事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君）お答えいたします。

こちらのほうは当初、そういう約束で確かに病院のほうで展開しております。差額が動きますので、そちらのほうを来年の 3 月の補正のときに調整するというふうに考えております。

以上です。

○委員長（澤田康雄君）よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

2 ページ、第 4 条、資本的収入及び支出について質疑はありませんか。

質疑ないようですので、第 5 条、一時借入金について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を終わります。

第 6 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、第 7 条、他会計からの負担金及び補助金について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。第 8 条、棚卸資産購入限度額について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、これより総括質疑を行います。

総括質疑ありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、総括質疑を終わります。

これで議案第38号 令和6年度本山町病院事業会計予算の審査を終わります。

日程第7、議案第39号 令和6年度本山町簡易水道事業会計予算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要するところがあれば、説明をお願いします。

前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）本山町簡易水道事業会計予算の説明をさせていただきます。

まず2条のところですが、この予定量につきまして、給水戸数、年間の総給水量、1日平均の給水量につきましては、これは実数を入れなければならないということになっておりますので、令和4年度の決算統計ベースの数量を入れております。

それと主要な建設改良工事ということで、3,179万円を予定と入れております。これについては、基幹改良工事で大石排水区の排水管の改修工事であります。令和5年度に大石地区の排水管につきましては約半分をやったんですが、残り半分710メートルほどの区間が残っておりまして、それを施工する予定となっております。

収益的収入、支出、3条のところですが、収益的の事業収益としまして、第1款のほうで営業収益は水道料の徴収した金額、そして営業外収益につきましては補助金や事業費見合いの補助金となっております。支出につきましては、簡易水道事業の費用としまして、必要経費を検証しているものであります。資本的収入につきましては収入の4条ですが、収入の部分につきましては、企業債起債の部分と町等からの出資金、それと事業に対しての入ってくる国庫補助金となっております。

支出のほうにつきましては建設改良費、これは大石地区の基幹改良工事費、それと現在書いております記載の償還金となっております。

詳細につきましては、20ページと21、22、23に記載をしております。基本的に簡易水道の特別会計に組み込まれていたものと、ほぼ同じような内容となっております。公営企業会計で入れなければいけない特別な入や出のもの、例えば長期前受金戻入とかそういうものを入れてあります。

すみません、十分な説明ではありませんが、以上で。

○委員長（澤田康雄君）今、課長より説明がありましたが、これより質疑を行います。

1ページ、第2条、業務の予定量について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

第3条、収益的収入及び支出について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

2ページ、第4条、資本的収入及び手術について質疑はありませんか。

質疑ないようですので、第4条の2特例的収入及び支出について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、第5条、企業債について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、第6条、一時借入金について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

3 ページ、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、第9条、他会計からの補助金について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

第10条、棚卸資産購入限度額について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、これより総括質疑を行います。

総括質疑はありませんか。

10番 岩本誠生さん。

○10番(岩本誠生君) 本年度から、令和6年度から水道事業特別会計から企業会計という形に移行されたわけですが、これによって病院と同じような仕組みの会計になるわけですが、予算もしかり、それから組織的なことについて、どのような、例えば単なる今のような建設課のほうの水道係でこれをするのか、それとも水道という形のポスト、セクションですかね、それを構えて行うのか、そこら辺り会計と組織との関わり、今、職員2名の一応割当てで人件費含まれておりますけれども、そのあたりどう考えているのか。

それとまた入札関係についても、病院と同じような仕組みになるとなかなか議会への対応ができないと、分からないという場合も出てくるかと思うんですけれども、そこらあたりも含めて総括的に説明をお願いしたいというふうに思います。

○委員長(澤田康雄君) 高橋副町長。

○副町長(高橋清人君) 質問にお答えをいたします。

令和6年度、来年度より企業会計になるわけですが、企業法の一部適用ということで、財務部分だけの適用になっていきますので、職員等については今までどおりのということでやっているようになっております。

それから工事等の発注につきましては、5,000万円以上、議会に報告しておりますけれども、議決を求めておりますけれども、そういうことも適用外ということで、報告義務は要りませんが、やはり当初の予算でどういう事業をするかということで審査もしていただきたいと思っておりますし、その都度議会もありますので、やはり水道事業等の内容については報告すべきことは報告もしていくということで対応していきたいというふうには考えております。

○委員長(澤田康雄君) 10番 岩本誠生さん。

○10番(岩本誠生君) 一部適用ということで、組織的には変わらないと、こういう回答であったわけですが、今言った入札についても5,000万円以上についての取扱いについては、やはり議会で十分認識をしないと、非常に後からいろいろ問題が起こったときに、

議会としての責任の問題もあります。ですから、5,000万円のこれ、一応議会、議決する必要ないわけよね、これ。企業会計の場合は。だからそこら辺が、全然不透明になってくるということでもありますので、そこら辺執行部においては、十分異論のないような形で、議会への説明責任を十分果たしていただくということにしないと。病院と違って、水道の場合は工事関係が主に伴ってくるということから、やはりそこらあたりの透明さというのは必要だと私は思いますので、ご配慮をいただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

○委員長（澤田康雄君）高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）岩本委員から質疑のありましたことにつきましては、十分留意をしてやっていきたいと思えます。

その点で言いますと、この水道会計の予算書の17ページ、貸借対照表を見ていただきたいと思えますけれども、ここに流動資産ということで、合計4,241万円余りの金額がここに出ております。そして、次の18ページですけれども、ここに流動負債の合計ということで、7,887万7,000円ということで、流動負債のほうが大きくなっております。このことは企業会計を見る中で大変厳しい水道会計であるということが言えます。といたしますのは、ここに出ております18ページの流動債の中で、企業債、今までの事業をしてきた企業債が7,400万円余りあるということで、やはり今後事業していく中では、ここに十分注意をしていかなければ、水道会計は大変厳しくなるということ。

それと企業会計になりますと減価償却費を入れていきますので、今現在、黒字の予算になっておりますけれども、減価償却費で赤字が今後出ることも十分考えられていくんではないかということもありますので、やはり工事といいますか、事業につきましては十分計画を立てて計画的な発注が必要だというふうに考えています。

○委員長（澤田康雄君）ほかに総括質疑はありませんか。

ないようですので、総括決議を終わります。

これで議案第39号 令和6年度本山町簡易水道事業会計予算の審査を終わります。

以上をもって議案第32号から議案第39号までの全ての審査を終わります。

これから議案第32号 令和6年度本山町一般会計予算の討論を行います。

発言を許します。

討論なしと認めます。

議案第32号 令和6年度本山町一般会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第32号 令和6年度本山町一般会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員一致でございます。

したがって、議案第32号 令和6年度本山町一般会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第33号 令和6年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算の討論を行います。

発言を許します。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。議案第33号 令和6年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第33号 令和6年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全会一致であります。

したがって議案第33号 令和6年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算は原案のとおり可決と決定をしました。

これから議案第34号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

発言を許します。

討論なしと認めます。

議案第34号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第34号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全会一致であります。

したがって議案第34号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決すると決定をしました。

これから議案第35号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

発言を許します。

討論なしと認めます。

議案第35号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第35号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全会一致であります。

したがって議案第35号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決すると決定しました。

これから議案第36号 令和6年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の討論を行います。

発言を許します。

討論なしと認めます。

議案第36号 令和6年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第36号 令和6年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全会一致であります。

したがって議案第36号 令和6年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算は原案のとおり可決すると決定しました。

これから議案第37号 令和6年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算の討論を行います。

発言を許します。

討論なしと認めます。

議案第37号 令和6年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第37号 令和6年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全会一致であります。

したがって議案第37号 令和6年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算は原案のとおり可決すると決定しました。

これから議案第38号 令和6年度本山町病院事業会計予算の討論を行います。

発言を許します。

討論なしと認めます。

議案第38号 令和6年度本山町病院事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第38号令和6年度本山町病院事業会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全会一致であります。

したがって議案第38号 令和6年度本山町病院事業会計予算は原案のとおり可決すると決定しました。

これから議案第39号 令和6年度本山町簡易水道事業会計予算の討論を行います。

発言を許します。

(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

議案第39号 令和6年度本山町簡易水道事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第39号 令和6年度本山町簡易水道事業会計予算は原案のとおり可決することに

賛成の方の起立を求めます。

全員一致であります。

したがって議案第39号 令和6年度本山町簡易水道事業会計予算は原案のとおり可決すると決定しました。

以上で、本委員会に付された議案は全て終了しました。

よって本委員会は閉会することにします。

昨日、委員長を務めさせていただきましたが、いろいろ不備な点がありまして、おわびをいたします。

どうもありがとうございました。

これで閉会といたします。

午前10時14分 閉会